

幼保連携型認定こども園等に係る認可基準

資料4

基準等の内容		幼保連携型認定こども園	認定こども園(幼保連携型以外)	幼稚園	保育所	
対象児童	0～2歳児	3号認定子ども	3号認定子ども	—	3号認定子ども	
	3～5歳児	1・2号認定子ども	1・2号認定子ども	1号認定子ども	2号認定子ども	
学級編制	3～5歳児	1学級35人以下	1学級35人以下	1学級35人以下	—	
	職員配置	0～2歳児	0歳児：3人につき1人 1・2歳児：6人につき1人	0歳児：3人につき1人 1・2歳児：6人につき1人	— —	0歳児：3人につき1人 1・2歳児：6人につき1人
		3～5歳児	3歳児：20人につき1人 4・5歳児：30人につき1人	3歳児：20人につき1人 4・5歳児：30人につき1人	— —	3歳児：20人につき1人 4・5歳児：30人につき1人
職員資格	園長	教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者 ※「同等の資質」を有する者も可		「教諭免許状及び5年以上の教育職経験」又は「10年以上の教育職経験」がある者 ※「同等の資質」を有する者も可	規定なし ※ただし、運営費の基準においては「児童福祉事業に2年以上従事した者」又は「同等以上の能力を有すると認められる者」	
	職員	0～2歳児	幼稚園教諭免許と保育士資格の併有 ※法施行5年間はいずれかの資格で可	保育士資格	保育士資格	
		3～5歳児		幼稚園教諭免許と保育士資格の併有又はいずれかを有すること		
学級担任	幼稚園教諭免許		幼稚園教諭免許	—		
園舎	以下①と②を合算した面積 ①学級数に応じた面積 1学級：180㎡ 2学級：320㎡ 3学級以上：1学級につき100㎡増 ②満3歳未満の園児数に応じた面積 乳児室：1人につき1.65㎡以上 ほふく室：1人につき3.3㎡以上 保育室又は遊戯室：1人につき1.98㎡以上		以下①と②を合算した面積 ①学級数に応じた面積 1学級：180㎡ 2学級：320㎡ 3学級以上：1学級につき100㎡増 ②満3歳未満の園児数に応じた面積 乳児室：1人につき1.65㎡以上 ほふく室：1人につき3.3㎡以上 保育室又は遊戯室：1人につき1.98㎡以上		学級数に応じた面積 1学級：180㎡ 2学級：320㎡ 3学級以上：1学級につき100㎡増	
	既存施設特例	既存施設が保育所の場合 ⇒ 適用無し		既存施設が保育所の場合 ⇒ 適用無し	—	
	居室 (保育室等)	0～1歳児	乳児室：1人につき1.65㎡ ほふく室：1人につき3.3㎡		乳児室：1人につき1.65㎡ ほふく室：1人につき3.3㎡	乳児室：1人につき1.65㎡ ほふく室：1人につき3.3㎡
		2歳児	保育室又は遊戯室：1人につき1.98㎡以上		保育室又は遊戯室：1人につき1.98㎡以上	保育室又は遊戯室：1人につき1.98㎡以上
3～5歳児		保育室又は遊戯室：1人につき1.98㎡以上		保育室又は遊戯室：1人につき1.98㎡以上	保育室又は遊戯室：1人につき1.98㎡以上	
既存施設特例	既存施設が幼稚園の場合 ⇒ 適用無し		既存施設が幼稚園の場合 ⇒ 適用無し	—		
調理室及び食事の提供	0～2歳児	調理室：必置 ※以下の場合は、調理設備を備えることで可 ・食事の提供の全てを外部搬入により行う場合 ・自園調理により行う園児数が20人に満たない場合		調理室：必置 ※以下の場合は、調理設備を備えることで可(幼稚園型のみ) ・食事の提供の全てを外部搬入により行う場合 ・自園調理により行う園児数が20人に満たない場合	調理室：必置	
	3～5歳児	食事の提供：保育認定子どもには食事の提供が必須 ※3歳以上の園児については、外部搬入可 (3歳未満の園児については、外部搬入不可)		食事の提供：保育認定子どもには食事の提供が必須 ※3歳以上の園児については、外部搬入可 (3歳未満の園児については、外部搬入不可)	食事の提供：必須 ※3歳以上の園児については、外部搬入可 (3歳未満の園児については、外部搬入不可)	
園庭	以下①と②のいずれか大きい方と③を合算した面積 ①学級数に応じた面積 2学級以下：330+30×(学級数-2)㎡ 3学級以上：400+80×(学級数-3)㎡ ②満3歳以上の園児数に応じた面積 1人につき3.3㎡ ③満2歳以上、満3歳未満の園児数に応じた面積 1人につき3.3㎡		以下①と②のいずれか大きい方と③を合算した面積 ①学級数に応じた面積 2学級以下：330+30×(学級数-2)㎡ 3学級以上：400+80×(学級数-3)㎡ ②満3歳以上の園児数に応じた面積 1人につき3.3㎡ ③満2歳以上、満3歳未満の園児数に応じた面積 1人につき3.3㎡		学級数に応じた面積 2学級以下：330+30×(学級数-2)㎡ 3学級以上：400+80×(学級数-3)㎡	
	既存施設特例	既存施設が幼稚園の場合 ⇒ ①と③を合算した面積 既存施設が保育所の場合 ⇒ ②と③を合算した面積		既存施設が幼稚園の場合 ⇒ ①と③を合算した面積 既存施設が保育所の場合 ⇒ ②と③を合算した面積	—	
教育及び保育の内容等		「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」 (内閣府・文部科学省・厚生労働省告示)	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」 (内閣府・文部科学省・厚生労働省告示)	「幼稚園教育要領」 (文部科学省告示)	「保育所保育指針」 (厚生労働省告示)	

認可基準(認定要件)